

平成 2 9 年度

東山梨環境衛生組合会計決算審査意見書

甲州市監査委員

甲州監第17号
平成30年8月15日

甲州市長 田 辺 篤 様

甲州市監査委員 長 瀬 静 男

甲州市監査委員 中 村 勝 彦

平成29年度東山梨環境衛生組合会計決算審査の意見について

地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項を準用し審査に付された、平成29年度東山梨環境衛生組合会計の収支決算及び証拠書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出する。

目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 期 間	1
3	審 査 の 方 法	1
4	審 査 の 結 果	1
	(1) 予算の執行状況について	2
	(2) 解散に伴う財産処分について	3
	(3) まとめ	3
	(4) 審査所見	3

平成 29 年度東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算審査意見

この決算審査は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下「法」という。）第 284 条の規定に基づく一部事務組合である東山梨環境衛生組合が、平成 30 年 3 月 31 日をもって解散したことに伴い、当該組合の平成 29 年度東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算を、法第 292 条の規定に基づき、地方自治法施行令第 5 条第 3 項を準用し、構成団体である甲州市長から甲州市監査委員の審査に付されたものである。

1 審査の対象

平成 29 年度 東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成 30 年 7 月 10 日から平成 30 年 8 月 6 日まで

3 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、また、解散に伴う清算事務について、関係職員から内容を聴取し審査を行った。なお、証憑書類の照合精査や庶務諸帳簿等の詳細な審査については、構成団体である山梨市監査委員事務局にて行った。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令等に準拠して作成されており、誤りのないものと認められた。

審査の概要は次のとおりである。

(注) 本書において、表示数値未満は四捨五入した。

(1) 予算の執行状況について

予算現額 228,101,000 円に対し、決算額は収入済額 228,198,869 円（収入率 100.0%）、支出済額 197,921,888 円（執行率 86.8%）となり、歳入歳出差引額は 30,276,981 円となった。

前年度比較

(単位：円)

年度 区分	平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減
予算現額	228,101,000	199,134,000	28,967,000
歳入決算額	228,198,869	201,073,627	27,125,242
歳出決算額	197,921,888	190,996,203	6,925,685
歳入歳出差引額	30,276,981	10,077,424	20,199,557

歳入

(単位：円・%)

区分 款	予算現額	収入済額	予算現額と収入 済額との比較	収入率	収入済額 の構成比
1 分担金及び負担金	0	0	0	0.0	0.0
4 財産収入	50,000	132,802	82,802	265.6	0.1
5 繰入金	217,963,000	217,973,650	10,650	100.0	95.5
6 繰越金	10,077,000	10,077,424	424	100.0	4.4
7 諸収入	11,000	14,993	3,993	136.3	0.0
合計	228,101,000	228,198,869	97,869	100.0	100.0

款別に収入済額を見ると、繰入金が全体の 95.5% を占めている。

歳出

(単位：円・%)

区分 款	予算現額	支出済額	不用額	執行率	支出済額 の構成比
1 議会費	1,079,000	574,736	504,264	53.3	0.3
2 総務費	18,471,000	15,337,730	3,133,270	83.0	7.7
3 衛生費	207,551,000	182,009,422	25,541,578	87.7	92.0
6 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	0.0
合計	228,101,000	197,921,888	30,179,112	86.8	100.0

款別に支出済額を見ると、衛生費が全体の 92.0% を占めている。

(2) 解散に伴う財産処分について

1. 実質収支額について

平成 29 年度決算における実質収支額 30,276,981 円についての分配割合は、甲州市 44%、山梨市 28%、笛吹市 28%とする。

2. 公有財産（土地）について

平成 30 年 3 月末日現在の土地 33,844 ㎡（塵芥処理場 15,518 ㎡、道路敷他 18,326 ㎡）は、山梨市へ無償譲渡とする。

3. 公有財産（物品）について

平成 30 年 3 月末日現在の物品（軽自動車 1 台、フォークリフト 1 台）は、山梨市へ無償譲渡とする。

4. 構成団体の協議書等について

東山梨環境衛生組合の解散に関する協議書（平成 30 年 3 月 26 日付け）

東山梨環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議書（平成 30 年 3 月 26 日付け）

(3) まとめ

昭和 47 年 7 月 8 日、当時の春日居町（現在の笛吹市）、牧丘町・三富村（現在の山梨市）、勝沼町・大和村（現在の甲州市）による 5 町村で、ごみの焼却施設である東山梨環境衛生センター（東山梨環境衛生組合）を牧丘町窪平 200 番地に設立した。

平成 8 年 3 月には、牧丘町成沢 2000 番地に新しいごみ焼却施設を設立し稼働してきたが、甲府市と峡東地域 3 市（笛吹市・山梨市・甲州市）で建設した甲府・峡東クリーンセンター（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合）が、平成 29 年 4 月から本格稼働したことにより、東山梨環境衛生センターは平成 29 年 3 月 31 日で閉鎖となったため、29 年度は解体工事等を行い、平成 30 年 3 月 31 日をもって同組合は解散となった。

(4) 審査所見

平成 29 年度の東山梨環境衛生組合決算について審査した結果、予算執行及び財務処理の適法性並びに係数の正確性は適正であると確認した。

今後は、平成 29 年 4 月 1 日より稼働した甲府・峡東クリーンセンターが、住民の健康と生活環境の保全及び財政負担の軽減等に努められるよう期待する。